

平成 3 0 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 9 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 8 0 平成30年度流山市一般会計補正予算（第3号）
- 8 1 流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 2 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 3 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 5 平成30年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 6 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 7 流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 8 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 9 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 0 指定管理者の指定について（流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家）
- 9 1 指定管理者の指定について（西初石小学校区第2西初石子どもルーム）
- 9 2 指定管理者の指定について（八木北小学校区第2学童クラブ）
- 9 3 指定管理者の指定等について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
- 9 4 指定管理者の指定について（流山市北部公民館）
- 9 5 指定管理者の指定について（流山市東部公民館）
- 9 6 平成30年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 7 平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 8 流山市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 9 9 流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 0 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 1 あっせんの申立てについて（東京電力ホールディングス株式会社）
- 1 0 2 平成30年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 1 0 3 流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 4 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 5 指定管理者の指定について（流山市自転車駐車場）
- 1 0 6 市道路線の認定について
- 1 0 7 市道路線の廃止について
  
- 1 5 専決処分の報告について
- 1 6 専決処分の報告について

議案第 81 号

流山市部設置条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 総合政策部所管の企業の誘致等に関する事務を経済振興部に  
移管するためである。

## 流山市部設置条例の一部を改正する条例

流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中キを削り、クをキとし、ケからサまでをクからコまでとし、同条第7号に次のように加える。

ウ 企業等の誘致及び進出企業等との調整に関すること。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 82 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の  
採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)  
の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100分の  
95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の  
47.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	180,700	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	182,400	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	184,000	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	185,700	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	187,200	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	188,900	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	190,700	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	192,400	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	194,000	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	195,800	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	197,600	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	199,400	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	200,900	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	202,700	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	204,500	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	206,300	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	207,900	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	209,700	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	211,500	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	213,300	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	214,700	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	216,500	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	218,200	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	220,000	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	221,700	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	223,400	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	225,000	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	226,600	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	228,000	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	229,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	231,300	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	232,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	234,000	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	235,500	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	236,900	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	238,200	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	239,500	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	240,700	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	241,700	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	242,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	244,200	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	245,300	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	246,500	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	247,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	248,700	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600

## 再任職員以外の職員

46	211, 100	250, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	212, 400	251, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	213, 700	252, 900	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	214, 800	254, 300	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	215, 900	255, 700	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	216, 900	257, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	218, 000	258, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	219, 100	259, 600	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	220, 100	260, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	221, 000	262, 300	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	222, 000	263, 600	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	222, 400	264, 700	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	223, 300	265, 800	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	224, 100	267, 100	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	224, 900	268, 400	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	225, 600	269, 400	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	226, 600	270, 500	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 300
63	227, 400	271, 800	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	445, 600
64	228, 300	273, 100	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	445, 900
65	229, 000	274, 000	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	446, 200
66	229, 800	275, 000	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	230, 700	275, 900	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	231, 700	277, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	232, 400	278, 100	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	233, 100	279, 100	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	233, 700	280, 000	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	234, 500	281, 000	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	235, 300	281, 500	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 000	282, 400	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	236, 700	283, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 300	284, 000	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 000	285, 000	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	238, 800	285, 800	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 600	286, 600	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	287, 400	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	288, 200	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	288, 700	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	289, 100	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	289, 600	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 500	289, 800	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 200	290, 100	339, 500	378, 200	391, 300	410, 500	
87	244, 900	290, 300	340, 000	378, 600	391, 600	410, 800	
88	245, 600	290, 700	340, 400	379, 000	391, 800	411, 000	
89	246, 100	290, 900	340, 700	379, 400	392, 000	411, 200	
90	246, 600	291, 100	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	291, 500	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	291, 800	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	292, 100	342, 200	381, 000	393, 000		
94			342, 600	381, 500	393, 300		
95			343, 100	381, 900	393, 600		
96			343, 500	382, 300	393, 800		
97			343, 700	382, 600	394, 000		
98			344, 100	383, 100	394, 300		
99			344, 500	383, 500	394, 600		

	100			344,800	383,900	394,800			
	101			345,100	384,200	395,000			
	102			345,500	384,700	395,300			
	103			345,900	385,100	395,600			
	104			346,300	385,500	395,800			
	105			346,800	385,800	396,000			
	106			347,200	386,300	396,300			
	107			347,600	386,700	396,600			
	108			348,000	387,100	396,800			
	109			348,500	387,400	397,000			
	110			348,900	387,900	397,300			
	111			349,200	388,300	397,600			
	112			349,500	388,700	397,800			
	113			350,000	389,000	398,000			
	114				389,500				
	115				389,900				
	116				390,300				
	117				390,600				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 83 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、「6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の222.5」  
に改める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の  
202.5、12月に支給する場合には100分の  
222.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平  
成31年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁  
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成  
30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定によ  
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手  
当の内払とみなす。

議案第 86 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 婚姻によらないで母又は父となった者について、重度障害者医療費の支給判定及び負担基準額の決定において、寡婦又は寡夫とみなして適用を行うためである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「場合において」の次に「、当該算定の対象となる者が」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の所得割の額を算定する場合において、当該算定の対象となる者が、婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもののうち、規則で定めるものであるときは、これらの者を地方税法における寡婦又は寡夫とみなして所得割の額を算定するものとする。

別表第1中備考を備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 第11条第3項の規定により、寡婦又は寡夫とみなされた者の属する世帯について負担基準額を算出する場合は、これらの者を寡婦又は寡夫とみなしてこの表を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の規定は、平成30年9月1日以後に受けた保険医療等について適用する。

議案第 87 号

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 つばさ学園の利用定員を引き上げるとともに、居宅訪問型児  
童発達支援事業を流山市児童発達支援センターの事業に加える  
ためである。

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成26年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第4条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援に係る事業（以下「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）

第6条の表中「30人」を「40人」に改める。

第7条第1項第1号中「児童発達支援事業」の次に「、居宅訪問型児童発達支援事業」を、「により児童発達支援」の次に「、居宅訪問型児童発達支援」を加える。

第8条第1項中「児童発達支援事業」の次に「、居宅訪問型児童発達支援事業」を、「と児童発達支援」の次に「、居宅訪問型児童発達支援」を加える。

第11条中「児童発達支援事業」の次に「、居宅訪問型児童発達支援事業」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 88 号

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大するためである。

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 89 号

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山北小学校区第3ちびっこクラブ、鱈ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ及び東小学校区第2あずま学童クラブを新設するとともに、平成29年度の税制改正等に伴い、保育料の減免に関する規定を改正するためである。

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

流山北小学校区ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目15番地の2
流山北小学校区ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目15番地の2

」

を

「

流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目15番地の2
流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目15番地の2
流山北小学校区第3ちびっこクラブ	流山市加一丁目795番地の1

」

に、

「

東小学校区あずま学童クラブ	流山市名都借854番地
---------------	-------------

」

を

「

鱒ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ	流山市鱒ヶ崎7番地の1
東小学校区第1あずま学童クラブ	流山市名都借854番地
東小学校区第2あずま学童クラブ	流山市名都借856番地

」

に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「市町村民税」を「市区町村民税」に改め、同項第4号中「市町村民税」を「市区町村民税」に改め、「税額」の次に「（本市の市民税の所得割の税率と異なる率で算定されている場合は、本市の所得割の税率により算定した額）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条の改正規定（

「

東小学校区あずま学童クラブ	流山市名都借854番地
---------------	-------------

」

を

「

鱈ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ	流山市鱈ヶ崎7番地の1
東小学校区第1あずま学童クラブ	流山市名都借854番地
東小学校区第2あずま学童クラブ	流山市名都借856番地

」

に改める改正規定に限る。） 平成31年7月1日

（2）次項及び附則第3項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
流山市高齢者福祉センター森の倶楽部及び流山市高齢者趣味の家
- 2 指定管理者となる団体  
流山市東初石3丁目103番地の18  
公益社団法人流山市シルバー人材センター  
会長 前田 良助
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
西初石小学校区第2西初石子どもルーム
- 2 指定管理者となる団体  
流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103  
特定非営利活動法人 green  
理事長 小川 恭子
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
八木北小学校区第2学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体  
流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ 101号室  
NPO法人でんでんむし  
理事長 小沼 みはる
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定等について

学童クラブの施設閉鎖及び新設に係る管理運営の内容の変更に伴い、指定管理者の指定の期間（平成26年12月17日議決）を変更するとともに、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 指定管理者の指定期間の変更

(1) 管理を行わせている公の施設の名称

おおたかの森小学校区学童クラブ

(2) 指定管理者

アクティオ株式会社連合体

(代表団体)

東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階

アクティオ株式会社

代表取締役 鈴木 悟

(3) 指定の期間

変更前 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

変更後 平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

2 指定管理者の指定

(1) 管理を行わせる公の施設の名称

おおたかの森小学校区学童クラブ

(2) 指定管理者

アクティオ株式会社連合体

(代表団体)

東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階

アクティオ株式会社

代表取締役 鈴木 悟

(3) 指定の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
流山市北部公民館
- 2 指定管理者となる団体  
流山市東初石3丁目103番地の18  
公益社団法人流山市シルバー人材センター  
会長 前田 良助
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 95 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
流山市東部公民館
- 2 指定管理者となる団体  
流山市美原4丁目215番地の3  
NPO法人コミュネット流山  
理事長 堂下 延代
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 98 号

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市おおたかの森出張所を移設し、名称を「流山市おおたかの森市民窓口センター」に変更するほか、掲示場の名称を改正するためである。

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例

流山市出張所設置条例（昭和41年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

流山市おおたかの森出張所	流山市西初石6丁目185番地の2
--------------	------------------

」

を

「

流山市おおたかの森市民窓口センター	流山市東初石5丁目182番地の29 (新C63街区1)
-------------------	--------------------------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月4日から施行する。  
（流山市公告式条例の一部改正）
- 2 流山市公告式条例（昭和26年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を次のように改める。

（5）流山市おおたかの森市民窓口センター掲示場

議案第 99 号

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市八木南第1コミュニティ・ホームを廃止するためであ  
る。

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47  
年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中流山市八木南第1コミュニティ・ホームの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 100 号

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）による産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

第1条 流山市中小企業資金融資条例（昭和38年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第23項第1号」を「第2条第20項第1号」に改め、同条第4号中「第2条第23項第2号」を「第2条第20項第2号」に改め、同条第13号中「第2条第25項」を「第2条第22項」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改める。

第3条第3項第5号中「第2条第23項第1号」を「第2条第20項第1号」に改め、同項第6号中「第2条第23項第2号」を「第2条第20項第2号」に改め、同項第7号中「第2条第23項第3号」を「第2条第20項第3号」に改め、同項第8号中「第2条第23項第4号」を「第2条第20項第4号」に改める。

第5条の表創業支援資金の項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改める。

第2条 流山市中小企業資金融資条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第20項第1号」を「第2条第24項第1号」に改め、同条第4号中「第2条第20項第2号」を「第2条第24項第2号」に改め、同条第13号中「第2条第22項」を「第2条第26項」に改める。

第3条第3項第5号中「第2条第20項第1号」を「第2条第24項第1号」に改め、同項第6号中「第2条第20項第2号」を「第2条第24項第2号」に改め、同項第7号中「第2条第20項第3号」を「第2条第24項第3号」に改め、同項第8号中「第2条第20項第4号」を「第2条第24項第4号」に改める。

第5条の表創業支援資金の項中「第113条第1項」を「第127条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の流山市中小企業資金融資条例の規定に

より融資を受けた資金（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行の日以後であって、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前における融資の申請又は決定に係るものに限る。）は、この条例第1条の規定による改正後の流山市中小企業資金融資条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第2条の規定による改正前の流山市中小企業資金融資条例の規定により融資を受けた資金（改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後における融資の申請及び決定に係るものに限る。）は、この条例第2条の規定による改正後の流山市中小企業資金融資条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 創業支援等事業計画の策定の日から改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における創業支援資金に係る申請又は決定においては、第1条の規定による改正前の流山市中小企業資金融資条例第5条中「創業支援事業計画」とあるのは「創業支援等事業計画」とみなす。

議案第 101 号

あっせんの申立てについて  
市は、次のとおりあっせんを申し立てる。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

2 あっせんの申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号  
原子力損害賠償紛争解決センター

3 申立額

130,807,726円

4 申立ての趣旨

相手方に対し、本市が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに被った損害について、賠償をするよう求める。

なお、相手方が損害賠償額の一部支払に合意した場合、損害賠償を求める額から当該一部合意額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

提案理由 東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い本市が被った平成26年4月1日から平成29年3月31日までの原子力損害について、相手方に対して賠償するよう精力的に交渉を行ってきたが、交渉に進展が見込まれないため、あっせんを申し立てるためである。

議案第 103 号

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 案内標識中の英語表記の仕方について改めるとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部改正に伴い、条文の整理を行うためである。

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例（平成25年流山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表のうち案内標識の表中

「  」	を	「  」	に、
「  」	を	「  」	に、
「  」	を	「  」	に、

「（116の3）」を「（116の5）」に、「（118の3-A）」を「（118の4-A）」に、「（118の3-B）」を「（118の4-B）」に、「（118の4-A）」を「（118の5-A）」に、「（118の4-B）」を「（118の5-B）」に、

「  」	を	「  」	に、
「  」	を	「  」	に

改め、同表の備考1の(4)中「(118の3-A・B)」を「(118の4-A・B)」に、「(118の4-A・B)」を「(118の5-A・B)」に改め、同表の備考1の(8)中「(116の3)」を「(116の5)」に、「(118の3-A・B)」を「(118の4-A・B)」に、「(118の4-A・B)」を「(118の5-A・B)」に、「ローマ字」を「英語」に改め、同表の備考1の(13)のア中「(116の3)」を「(116の5)」に、「(118の3-A・B)」を「(118の4-A・B)」に、「(118の4-A・B)」を「(118の5-A・B)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の相当規定による種類の案内標識とみなす。

議案第 104 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）による工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和３７年流山市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成３１年７月１日から施行する。

議案第 105 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
流山市自転車駐車場
- 2 指定管理者となる団体  
流山市東初石3丁目103番地の18  
公益社団法人流山市シルバー人材センター  
会長 前田 良助
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 106 号

市道路線の認定について

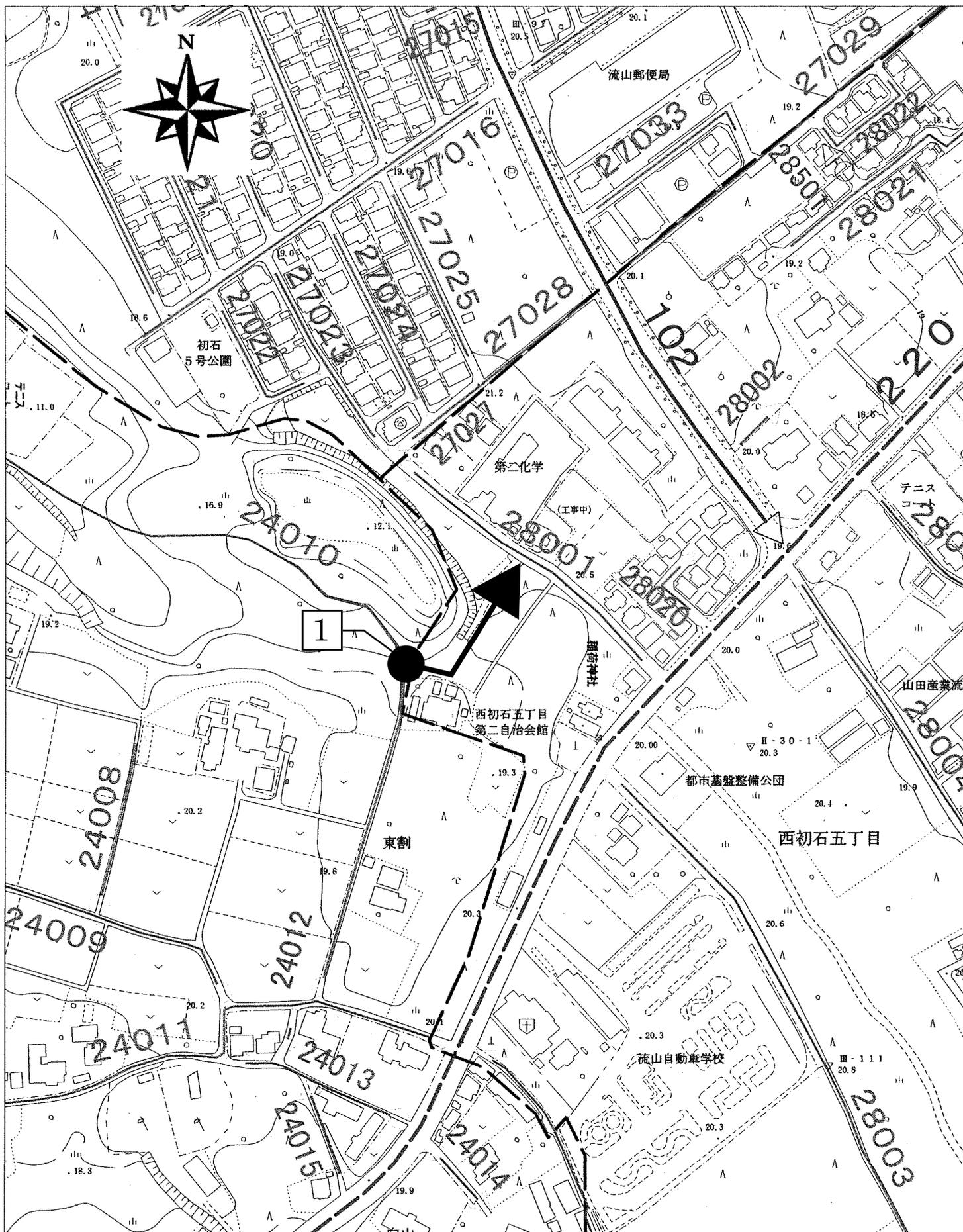
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

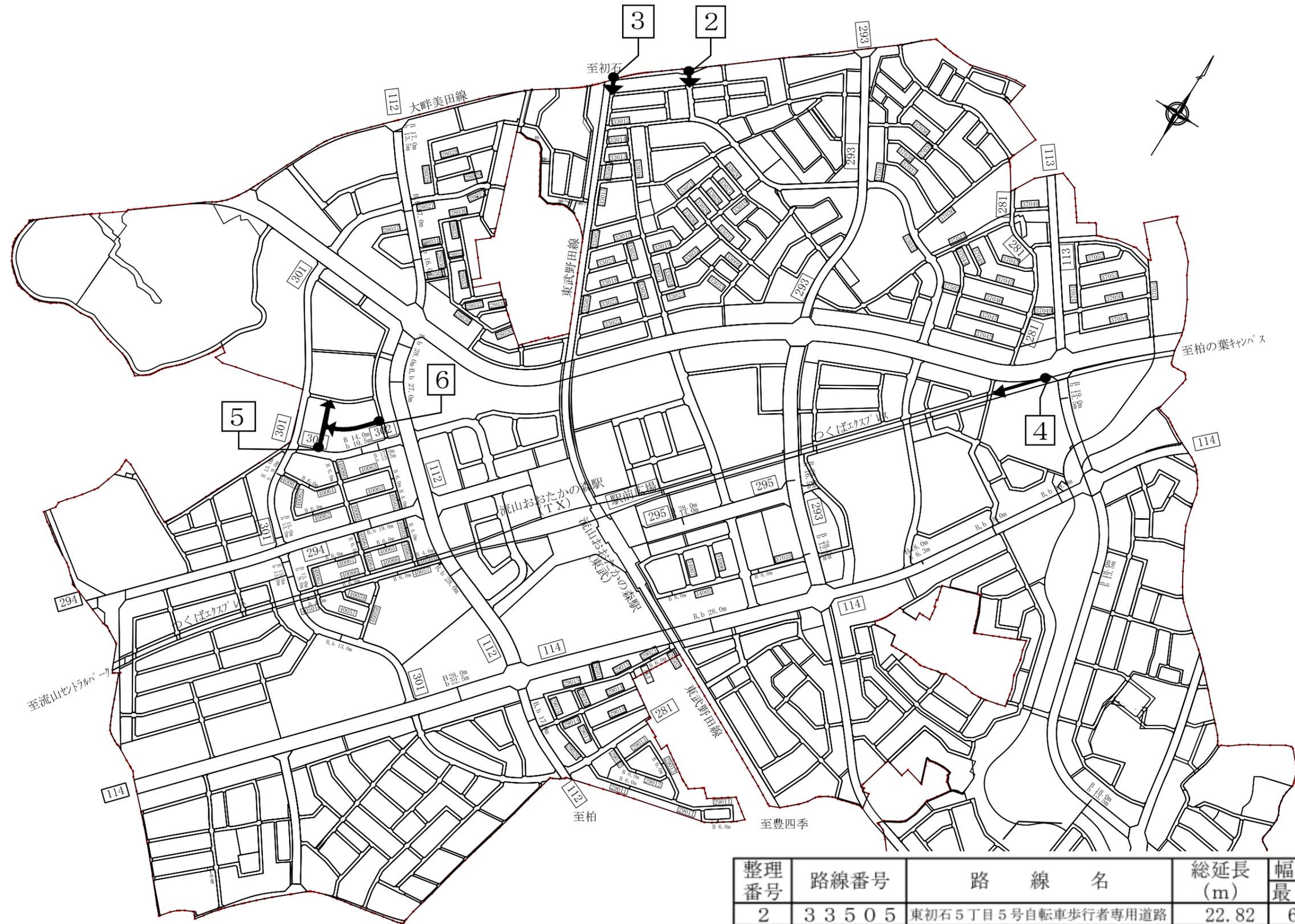
整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	24501	大畔1号自転車歩行者専用道路	大畔字東割554番4	
			西初石5丁目35番10	
2	33505	東初石5丁目5号自転車歩行者専用道路	東初石5丁目162番3	
			同 所同 番24	
3	33506	東初石5丁目6号自転車歩行者専用道路	東初石5丁目163番7	
			同 所同 番7	
4	37519	十太夫19号自転車歩行者専用道路	十太夫63番1	
			同 所53番1	
5	40125	市野谷区画125号線	市野谷字宮尻637番6	
			同 所635番14	
6	40126	市野谷区画126号線	市野谷字宮尻635番1	
			同 所637番8	
7	58025	野々下1丁目区画25号線	野々下1丁目300番1	
			同 所289番	
8	60047	野々下3丁目区画47号線	野々下3丁目937番1	
			同 所同 番23	
9	60048	野々下3丁目区画48号線	野々下3丁目937番5	
			同 所同 番8	
10	60503	野々下3丁目3号歩行者専用道路	野々下3丁目1120番1	
			同 所1121番	
11	63031	野々下6丁目区画31号線	野々下6丁目1028番24	
			同 所1033番25	
12	63501	野々下6丁目1号歩行者専用道路	野々下6丁目1033番8	
			同 所1034番1	
13	66110	西平井区画110号線	流山字東谷950番18	
			同 所同 番14	
14	66508	西平井8号歩行者専用道路	流山字蔵下1059番1	
			同 所1048番1	
15	77053	松ヶ丘5丁目区画53号線	松ヶ丘5丁目669番54	
			同 所同 番60	
16	81102	鱈ヶ崎区画102号線	鱈ヶ崎字宮後1336番12	
			同 所同 番8	

# 市道路線認定図



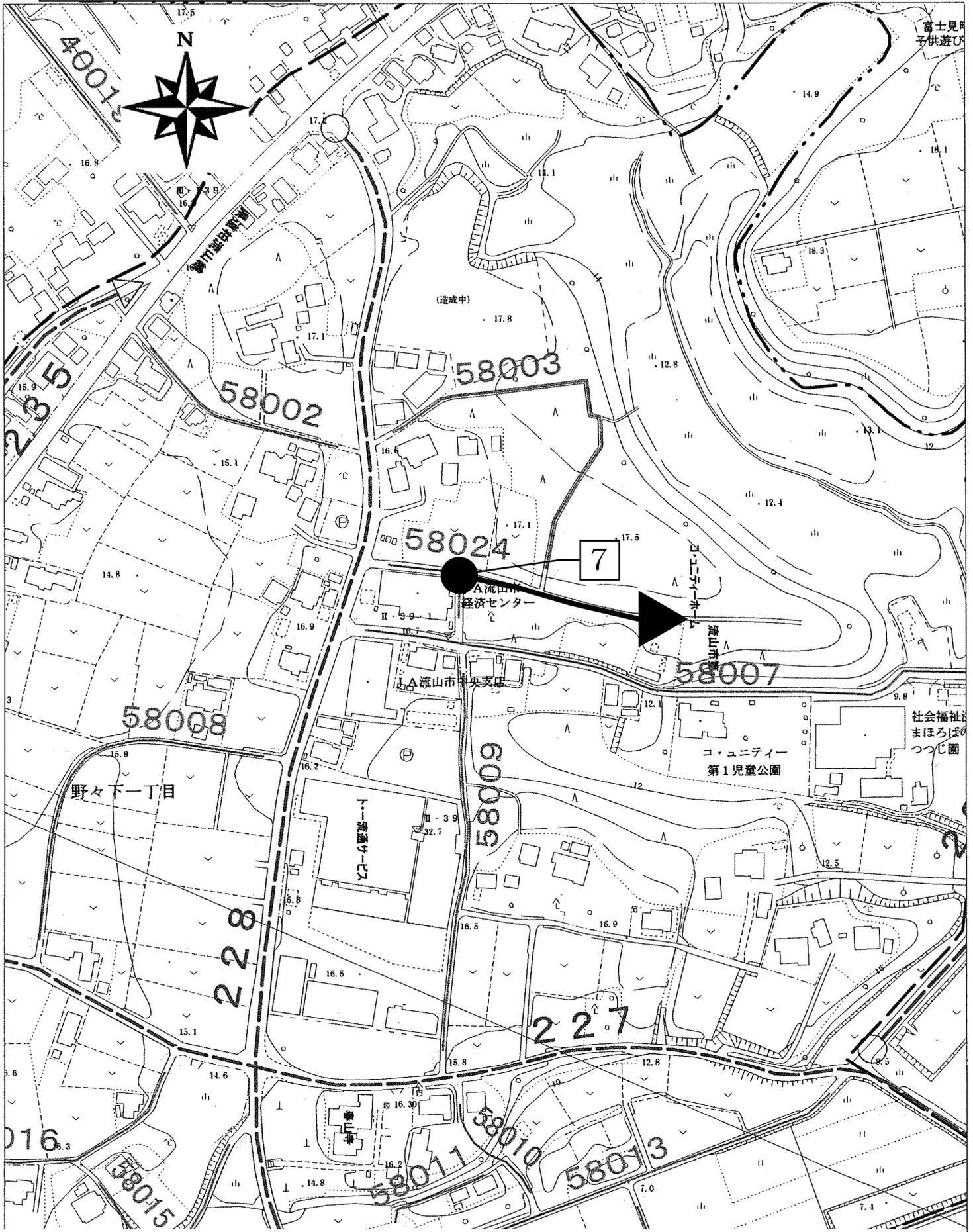
整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
1	24501	大畔1号自転車歩行者専用道路	90.00	5.00	5.01

市道路線認定図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



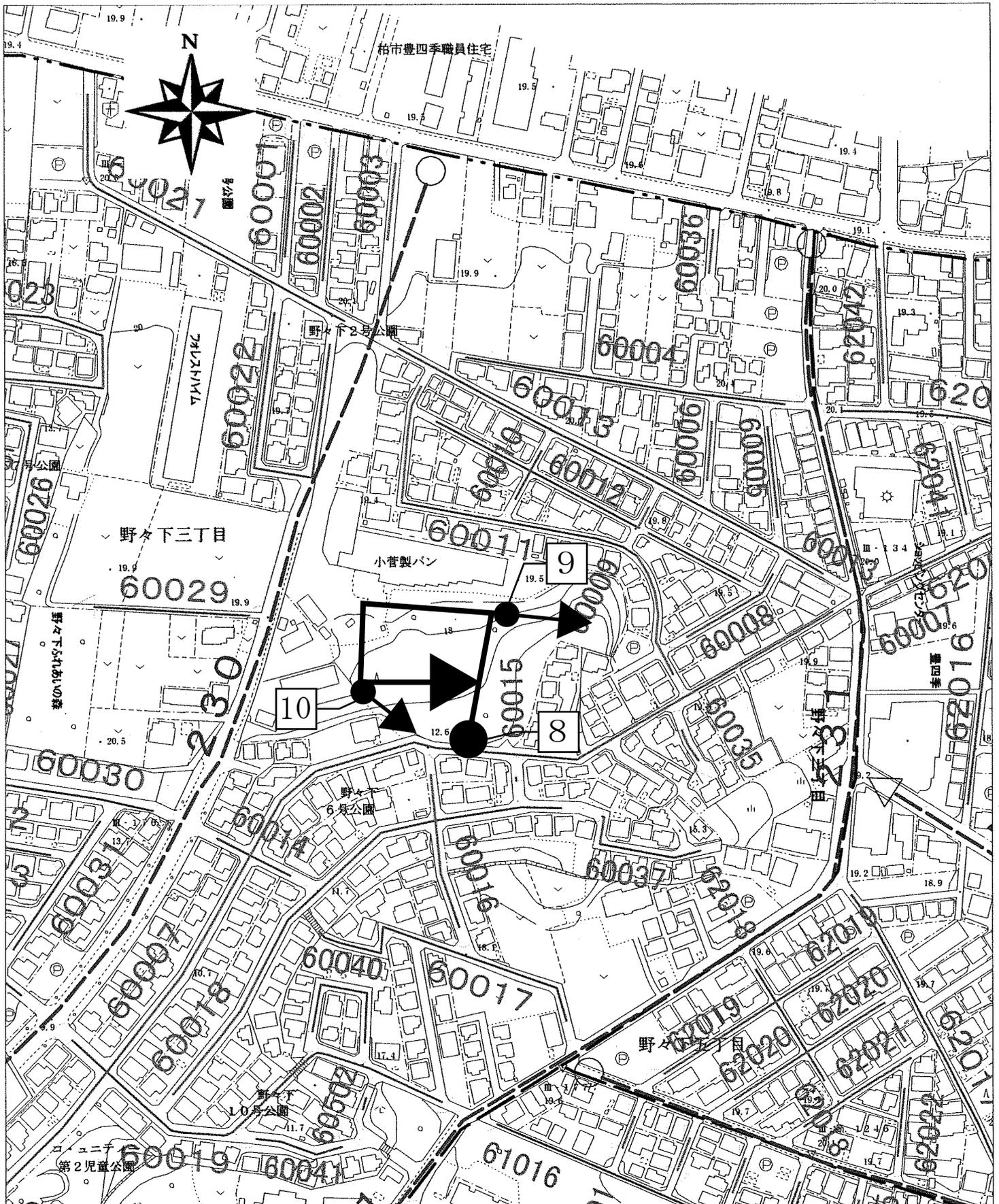
整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
2	33505	東初石5丁目5号自転車歩行者専用道路	22.82	6.00	6.00
3	33506	東初石5丁目6号自転車歩行者専用道路	25.14	6.00	6.00
4	37519	十太夫19号自転車歩行者専用道路	120.36	2.68	4.00
5	40125	市野谷区画125号線	97.35	6.00	6.00
6	40126	市野谷区画126号線	109.07	6.00	6.02

# 市道路線認定図



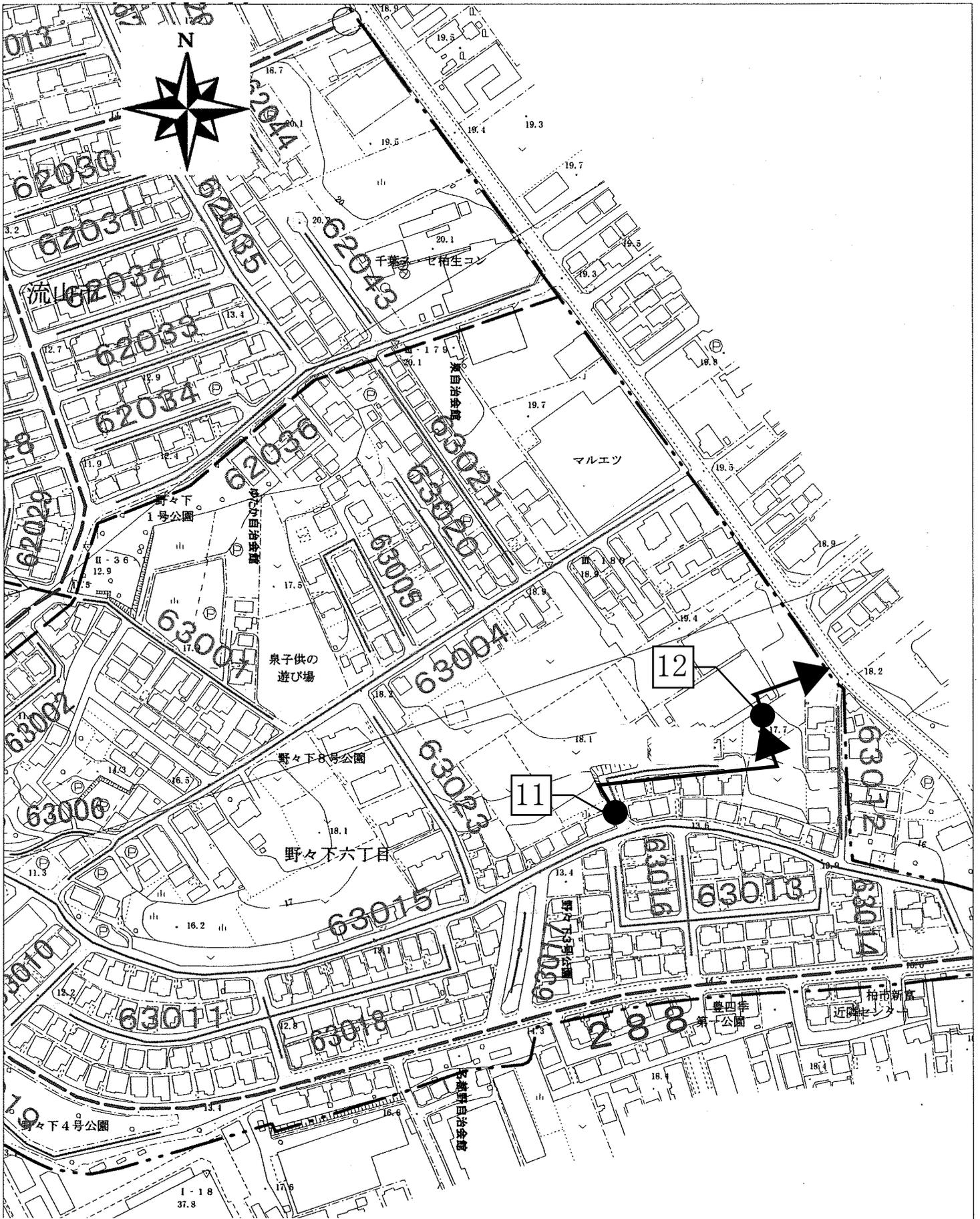
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
7	58025	野々下1丁目区画25号線	124.56	6.01	6.01

# 市道路線認定図



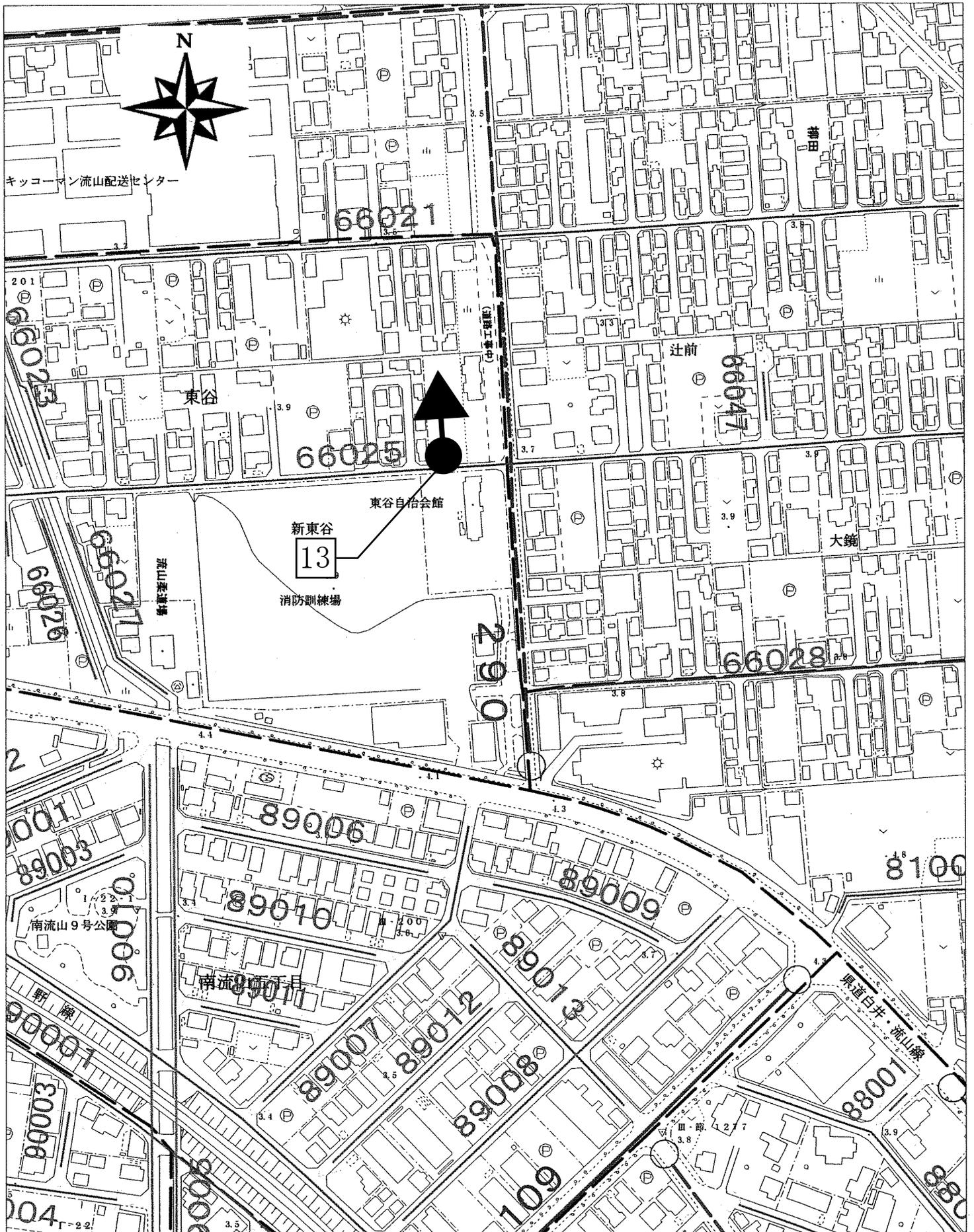
整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
8	60047	野々下3丁目区画47号線	184.41	6.00	6.00
9	60048	野々下3丁目区画48号線	50.30	6.00	9.00
10	60503	野々下3丁目3号歩行者専用道路	21.50	1.50	3.67

# 市道路線認定図



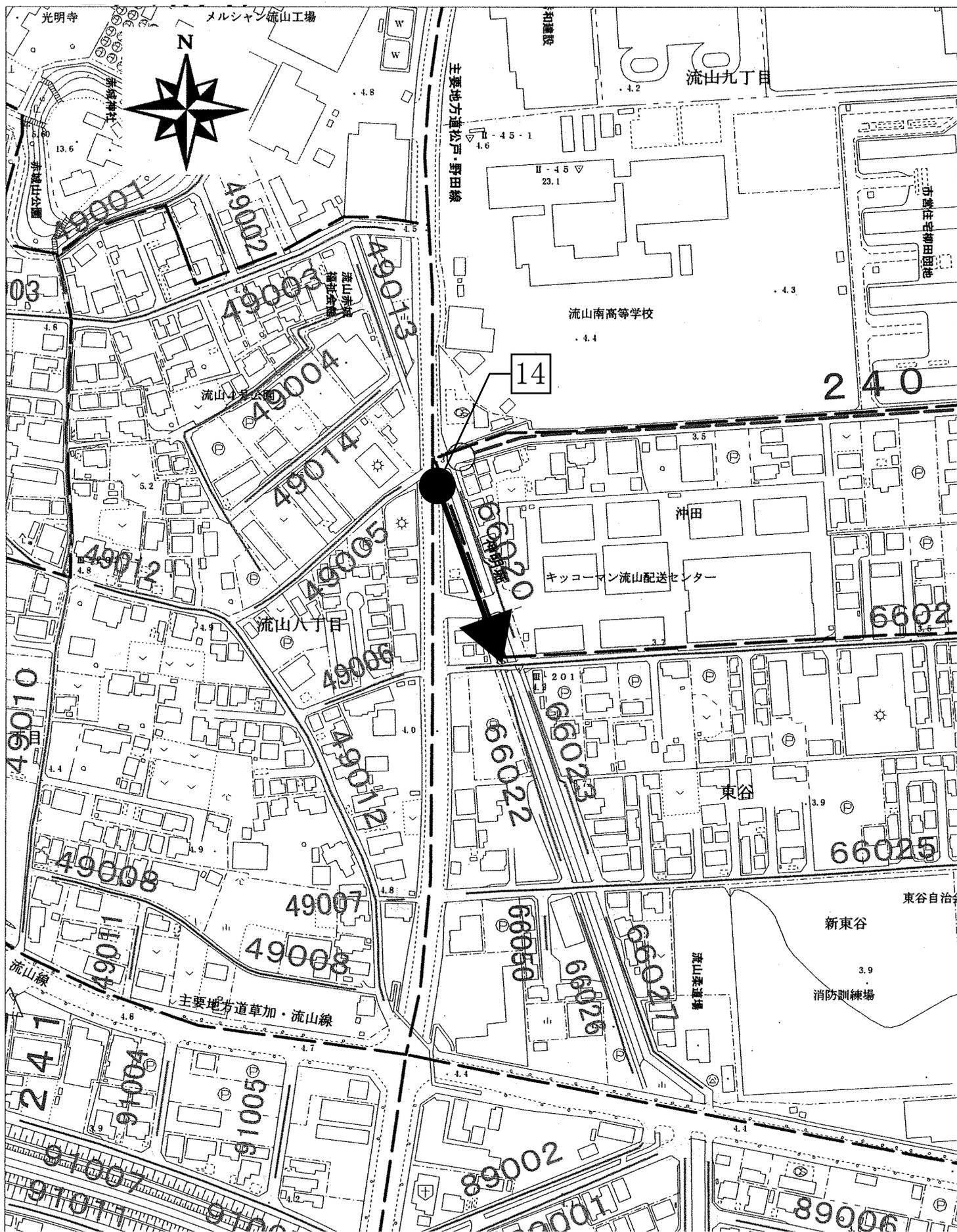
整理 番号	路線番号	路 線 名	総延長 (m)	幅 員 (m)	
				最 小	最 大
1 1	6 3 0 3 1	野々下6丁目区画31号線	152.31	4.99	11.01
1 2	6 3 5 0 1	野々下6丁目1号歩行者専用道路	44.24	2.21	2.42

# 市道路線認定図



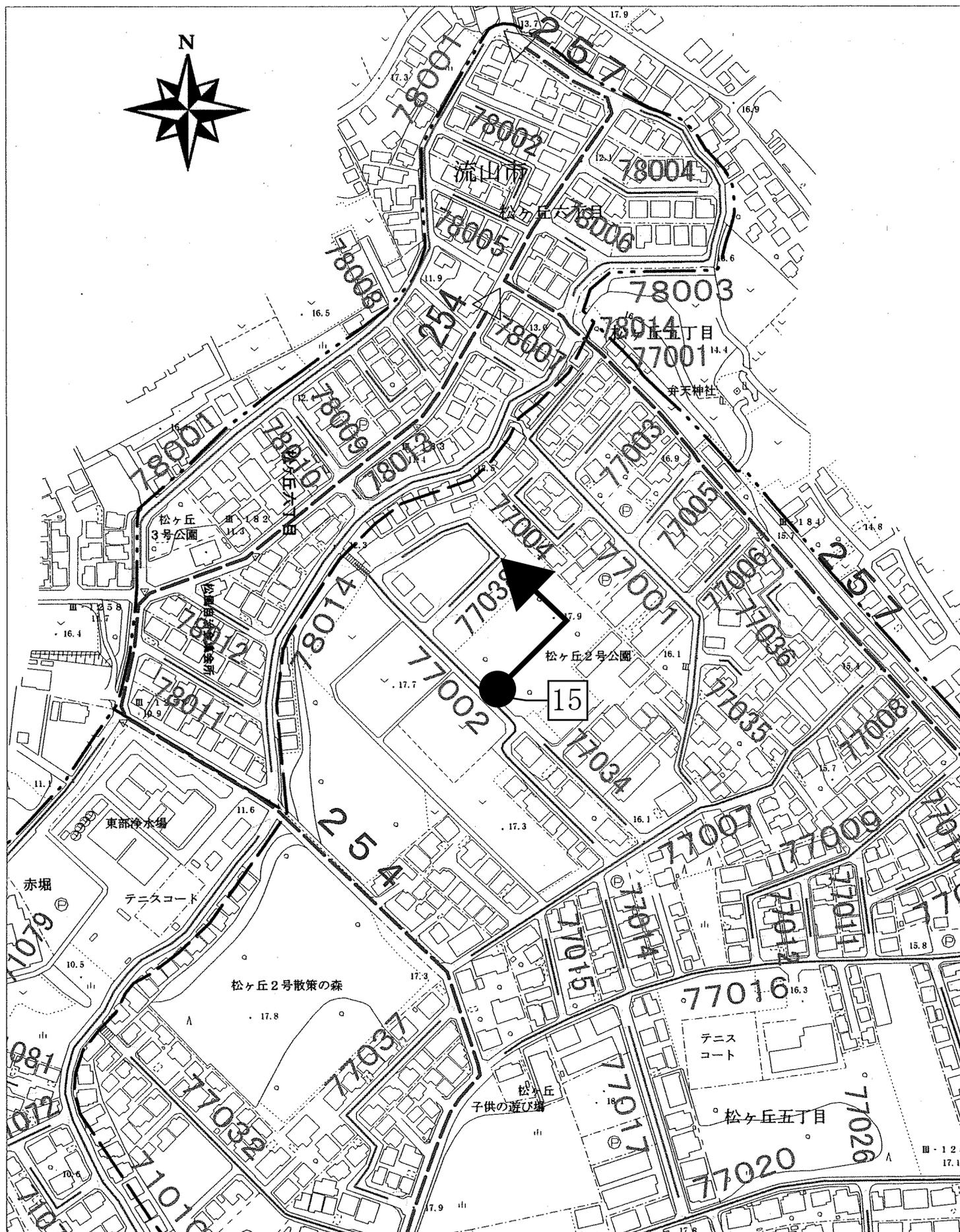
整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
13	66110	西平井区画110号線	31.83	5.00	9.00

# 市道路線認定図



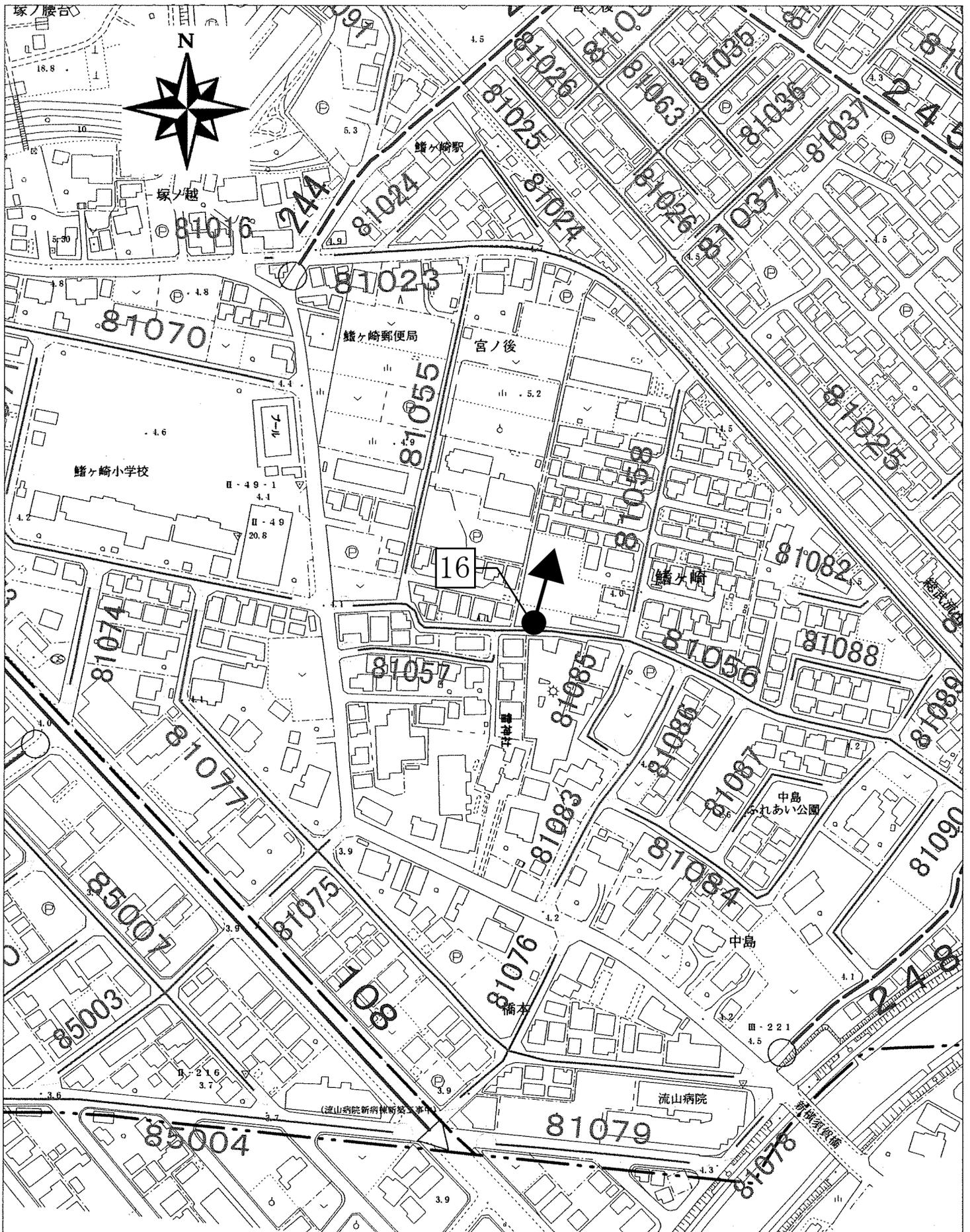
整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
14	66508	西平井8号歩行者専用道路	82.70	2.80	2.80

# 市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
15	77053	松ヶ丘5丁目区画53号線	93.71	6.00	6.01

# 市道路線認定図



整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
16	81102	鯖ヶ崎区画102号線	27.44	5.01	9.01

議案第 107 号

市道路線の廃止について

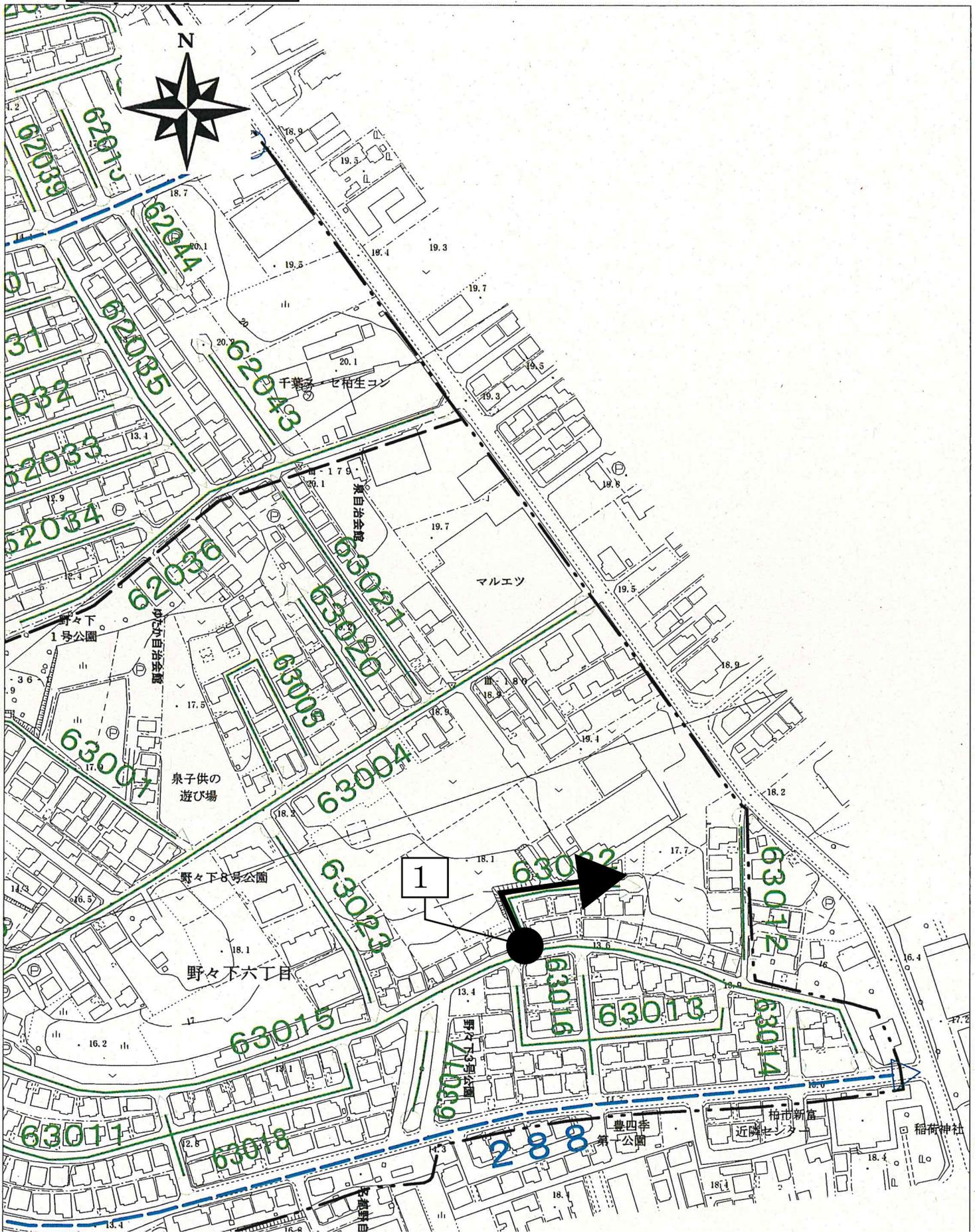
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、  
別紙路線を廃止するものとする。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	63022	野々下6丁目区画22号線	野々下6丁目1028番24 同 所1033番9	

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	総延長(m)	幅員(m)	
				最小	最大
1	63022	野々下6丁目区画22号線	115.60	4.99	8.04

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月29日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月28日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名     | 流山市立おおたかの森小学校の敷地内において、同校の職員が公用車（市が賃借している自動車）を後退させた際、S字状の縁石に車両前方左側バンパーを接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年7月24日   |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市市野谷621番地の1<br>（流山市立おおたかの森小学校内）  |
| 4 | 相 手 方     | 千葉県千葉市美浜区新港57番地<br>株式会社トヨタレンタリース千葉   |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。   |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成30年8月28日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 15,120円  |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月9日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名     | 子ども家庭部保育課中野久木保育所職員が怪我をした子どもの歯科受診のため公用車（市が貸借している自動車）を運転し、駐車場にバックで入れようとしたところ、当該駐車場の反対側に設置されていた一時停止の標識の支柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年8月1日  |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市江戸川台東2丁目66番1地先路上  |
| 4 | 相 手 方     | 千葉県美浜区新港57<br>株式会社トヨタレンタリース千葉  |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。   |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成30年10月9日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 55,958円  |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月12日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 流山市立西初石小学校の職員が同校敷地内において、公用車（市が賃借している自動車）を発進させた際、コンクリート製の花壇に助手席下部を接触させたことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年8月1日   |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市西初石4丁目347番地<br>（流山市立西初石小学校内）   |
| 4 | 相 手 方     | 千葉県千葉市美浜区新港57番地<br>株式会社トヨタレンタリース千葉  |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。  |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成30年10月12日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。  |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 79,920円   |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月24日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 市民生活部市民課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転中、路上に設置されている電柱に公用車後方が接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年8月29日  |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市東初石4丁目198番20地先路上   |
| 4 | 相 手 方     | 千葉県千葉市美浜区新港57番地<br>株式会社トヨタレンタリース千葉                                      |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。  |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成30年10月24日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。  |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 253,692円  |



報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月29日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する市道上に設置してあるカーブミラーの倒壊により発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月1日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 事 件 名         | 市が管理する市道上に設置してあるカーブミラーが根元の腐食により倒壊し、駐車場に停車してある相手方所有の乗用自動車を損傷させた物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日     | 平成30年10月1日   |
| 3 | 発 生 場 所       | 流山市南流山8丁目18番6地先<br>(市道300号線)                                       |
| 4 | 相 手 方         | 流山市南流山8丁目18番地の6<br>株式会社イマジック                                       |
| 5 | 解 決 方 法       | 和解による。   |
| 6 | 和 解 成 立 年 月 日 | 平成30年11月1日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨     | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額     | 158,708円   |